

厚木基地に対する市の取り組み と移駐後の航空機騒音の状況



問 基地政策課 ☎70・5604

厚木基地の全景

市行政面積の約18%を占める厚木基地は、まちづくりの大きな阻害要因となっているだけでなく、航空機騒音や事故への不安など市民生活にさまざまな影響を与えています。

こうした基地問題の解決に向け、市・市議会と市民の代表者で構成される基地対策協議会では毎年、市民の皆さんから頂いた意見も踏まえ、騒音対策をはじめ基地に起因する諸問題への対応を求め、防衛省、外務省などへ要望活動を実施しています。

移駐後の航空機騒音の状況

米海軍空母艦載機の岩国基地への移駐が平成30年に完了したことにより、空母艦載機などのジェット戦闘機によるものと想定される100デシベル以上の測定回数(※)は、移駐開始前の平成28年度の674回から、令和2年度は3回へと大幅に減少しており、甚大な騒音被害は改善されつつあります。ヘリコプターなどによるものと想定される70デシベル以上の測定回数(※)は、平成28年度の約1万6000回から、令和2年度の約9600回と減少しつつも、現在も日常生活に大きな影響を与え続けています。

※測定回数とは、滑走路南端から南1.8kmの上土棚北において騒音が5秒以上継続した数

今後の厚木基地に対する取り組み

基地の整理・縮小・返還を基本姿勢としつつ、基地の返還までの間、基地内の小学生との交流事業をはじめとする国際交流の活性化や基地施設の利活用などについても、検討を進めていきます。

女性の就職・正規雇用への転換を応援します 女性就労等支援事業補助金

問 市民活動推進課 ☎70・5657



出産や子育てにより離職した女性の再就職やキャリアアップを支援するために、就職等に有利となる資格などの取得費用の一部を助成しています。

対象資格は、介護、保育、簿記、

ネイリスト、各種インストラクターなど、就職に有利になると考えられるものです。

補助率・金額は、資格などの取得に係る講座受講料、授業料、受験料などの経費の2分の1で上限4万円です(申請は1人1回限り)。

■対 次の①～⑤を全て満たす女性

①市内在住で18歳以下の子を扶養している

- ②正規雇用者として就労していない
- ③資格取得に対する他の補助金などの交付を受けていない(厚生労働省の教育訓練給付金は除く)
- ④市税を滞納していない
- ⑤現在無職で就職を目指しているか非正規雇用から正規雇用への転換を目指している
- 申 次の①～⑦の書類を資格取得日の翌日から3か月以内に同課へ直接
 - ①資格などの取得を証明する書類の写し(免許証、修了証など)
 - ②資格などの取得に要した費用が分かる書類
 - ③厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した場合は、教育訓練給付金要件回答書の写し
 - ④子の年齢が確認できる書類
 - ⑤雇用証明書(現在就労中の方)
 - ⑥申請書
 - ⑦理由書
- ※⑥⑦は市ホームページからダウンロード可



基礎控除額などが変わりました

問 保険年金課 ☎70・5617

●6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、同課まで問い合わせてください。

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

保険料軽減の基準と割合(改定後)

基準	割合
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=43万円+28.5万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
世帯主と被保険者の合計所得がC以下 C=43万円+52万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方のこと
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

国民健康保険税

国民健康保険(国保)税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健康な暮らしを支え合う制度です。

課税額は①～③の合計です。①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられ、保険料軽減の基準が表のとおり変更されました。なお、保険料率などは変わりません。

●年金から差し引く 特別徴収対象世帯

世帯内の国保加入者(被保険者)全員が65～74歳の世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

- ①国保の被保険者全員が65～74歳
- ②世帯主が国保に加入している
- ③年金給付額が年18万円以上
- ④介護保険料が年金から差し引かれている
- ⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

介護保険料の納付方法

問 高齢介護課 ☎70・5636

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

40～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

- ①特別徴収 老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります(所得の変動などにより、8月の介護保険

料を増減し、10月以降の保険料と調整する場合があります)。6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月、来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。

今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

- ②普通徴収 特別徴収の対象でない方には、6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参するか、PayPay、LINE Payを用いたスマホ決済アプリ(請求書支払い)を利用して納めてください。口座振替を希望する方は、同課か市内金融機関にある用紙に記入・押印し、金融機関窓口へ提出してください。
- ③併用徴収 今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。